

自主防災組織規程

平成30年2月17日

第1章構成

第1条 この組織は日高市武蔵台地区に居住する全住民（自治会未加入者を含む）を対象とし、区長(自治会長)が統括する。

第2章活動

第2条 各班の班員は班内の住民（自治会未加入者を含む）の状況（高齢者、乳幼児・病人等）を把握し、災害発生時の対応を考えておく。このため次のことを実施する。

- (1) 班長交代時には班内会議（自治会未加入者を含む）を持ち、災害発生時の相互連絡、相互救援について話し合いを行う。
- (2) 班長は引継ぎ時に上記班内の状況を申し送り事項とする。
- (3) 班長交代後も防災関係については前年度班長が副班長として班長に協力する。

第3条 地区長・副地区長は各班の活動を支援する。

第4条 安全対策部は下記の事業を企画し、自治会役員会に提案し、承認後は全安全対策部員及び役員との協力で実施する。

(1) 災害時の対応方法の検討

緊急救助方法の検討・救助用道具類の選定、避難場所・避難ルートの確保、連絡手段の検討、トイレ・食料・水などの確保方法、など

(2) 自治会広報誌・回覧版等による広報及び説明会を開催する等防災意識の高揚を図る。

組織地域内のパトロール、防災点検（危険箇所等のチェックとその改善、消火用水の位置確認と確保）など

(3) 防災訓練の実施

防災(震災)避難訓練、救助・救出・救護方法の訓練、火気の正しい使い方の指導、家庭での消火方法の指導、初期消火の訓練など

(4) 自治会防災倉庫の管理（防災用品などの管理、補充、追加、炊き出し用品の調達・管理など）

(5) 消防署・消防団・駐在所・学校などの防災担当者などとの連携、防災関係協力者の確保。

(6) その他、防火防災に関する事項

第5条 防災担当顧問

防災業務の継続性を確保する為、安全対策部担当役員（現行3名で毎年改選）の他に、安全対策部長・副部長の経験者、または防災について知識経験のある人の中から2名を限度として、総会または役員会で承認を得て安全対策部顧問に任命する事ができる。顧問は安全対策部長が必要と認めた時に役員会に出席する事ができる。

第3章 自主防災計画

第6条 この組織では、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災計画を作成する。各役員及び班員は、この計画に基づく職務を行う。

第4章 会計

第7条 平常時の経費は安全対策部が立案・予算化し、自治会の経費として総会で承認を受ける。年度途中で変更が必要な場合は役員会で承認を受ける。

第8条 災害対策本部が設置された場合、本部長は緊急必要なものに限り、百万円を限度として応急災害対応費用として使うことができる。またできるだけ早く役員会を招集し、災害対応費用として使用した分および、それ以降に必要な予算を提示し、その承認を受ける。

附則

この規程は平成17年3月27日より発効する。

この規程は平成30年2月17日より発効する。